（様式５）　　最終更新日：令和4年10月26日

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明
一般社団法人日本デフ陸上競技協会

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.～

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	当協会では、現状分析を行ったうえで事業展開に関する中長期基本計画を策定。ビジョンの策定にあたっては、理事や会員から幅広く意見を募った。ビジョンに基づく諸施策の実行にあたり、将来ビジョン達成に向けた事業戦略（アクションプラン）を設定した。 アクションプランの進捗については定期的に確認を行い、2022年にビジョン見直しを検討する予定。 2022年4月に中長期計画を見直し、公表。10月の理事会で再度、確認され承認された。	・中長期基本計画 ・2022年度第14回強化会議議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	2020年4月現在、当協会の有給役職員はおらず、理事の業務はボランティア活動で成り立っている。経常的な業務に関わる職員が十分に確保されておらず、業務に応じた適切な分業がなされないことから、事務局員に対する負担が高くなっており、業務の継続的、安定的な実施においてリスクを抱えている。 当協会の組織及び事業の規模に鑑み、組織運営及び業務遂行上、経済合理性を踏まえ、円滑に業務を遂行するに必要な範囲で採用活動を行っていきたいと考えている。人材の育成、強化にあたっては、基礎となる聴覚障害・障害者スポーツ・陸上競技に関する一定の知識・技能に加え、幅広い視野と見識を培い、課題の解決ができる資質・能力を重視する必要がある。人材採用について、中長期計画のなかで策定した。 2022年4月に中長期基本計画を見直し、公表。10月の理事会で再度、確認され承認された。	・中長期基本計画 ・2022年度第14回強化会議議事録

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会の自己財源には、登録料、事業収入（競技会エントリー費）、助成金、寄付金がある。その中で中心となっているのは助成金である。固定収入が少なく、事業費は選手登録、エントリー代で運営されているが、それ以上に支出が増加し、助成金なしでは事業が成立しない。予算に余力がなく、将来を見据えた事業展開ができず、スポンサー獲得が困難な状況にある。財政的に自立するために、まず自主財源の確保（登録料、事業収入等）による自主独立に努め、スポンサー獲得・会員の増加を目標に運営をしていく。 中長期基本計画のなかで現状を分析し、目標を策定した。 2022年4月に中長期基本計画を見直し、公表。10月の理事会で再度、確認され承認された。	・中長期基本計画 ・2022年度第14回強化会議議事録
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2021年度役員改選が行われ、以下の通りとなる。 （１）役員選考規程第3条3項2号に外部役員の目標設定は25%以上に設定しており、現在、10人の理事中3名が外部理事となっている。30%を達成している。役員選考規程第3条3項2号に外部役員の定義が記載さてており、最初の選任時において、過去に本協会の役員、又は使用人を務めた経歴がない者を言う。としている。 （２）役員選考規程第3条3項1号に女性理事の目標設定は40%以上に設定しており、現在、10人の役員中6名が女性となっている。60%を達成しいる。	・2022年度理事名簿 ・役員選考規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会では評議委員を設置していない為、この項目については該当しない。	N/A
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（１）2018年にアスリート委員会を設置。 今年度は7月23日に開催された。 （２）各ブロックから委員を選出している。男女ともに委員に入っている。バランスの取れた委員になっている。 （３）アスリート委員会からの意見を協会強化部へメールを通じてもらっている。選手全体の意見、及び、質問などがあるときは文書にまとめて提出いただいた。その意見や質問等を協会委員会で検討し、理事会で承認の下、選手に回答していく流れを取りながら進めている。	・アスリート委員会規程 ・アスリート委員会名簿 ・第2回アスリート委員会議事録
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（１）理事会については組織図に記載の通り、会長、副会長、理事長、事務局長、常務理事、各委員会委員長、事務局次長、その他、必要人員とし、それぞれ競技に関する知識、経験、能力を有する人材を配置。その他、法務、財務、医事等の専門知識を有する人材を配置している。	・2022年度役員名簿 ・2022年度組織図

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（1）役員選考規程の中に理事の就任時の年齢を70歳未満と定めている。	・役員選考規程
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	（1）役員選考規程の第2条（1）2において、10年を超えない事。と定めている。 但し、第5条5項で特例処置を規定している。	・役員選考規程 ・役員選考委員会規程 ・2022年度役員名簿 ・2022年度理事名簿
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（1）役員選考委員会規程の中に委員会は理事会とは独立した委員会と規定されている。また、第2条4項に外部有識者を委嘱すると規定されている。 （2）公平性の担保から、第5条に「役員候補となる委員については、当該委員の決議には参加しない」と明記されている。	・役員選考委員会規程
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程において、以下の規律対象者の法令順守について定めている。 第2条 本規程において、規律の対象となる者は、役員並びにその他の本協会関係者（選手含む）（以下「役職員等」という)であり、それぞれの定義はつぎのとおりとする。 (1)役員とは本協会定款第 4 章に規定する会長、副会長、役員及び監事をいう。 (2)本協会関係者とは本協会定款第 2 章に規定する者をいう。 (3)その他、本協会に関係する関係者という。	・倫理規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款、2022年度会費等に関する規則、経理規程、庶務規程、理事会規程、コンプライアンス委員会規程を定めており、すべてホームページ（http://www.j-daa.or.jp/jdaa/about）に公開している。	・定款 ・2022年度会費等に関する規則 ・経理規程 ・庶務規程 ・理事会規程 ・コンプライアンス委員会規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	反社会的勢力への対応に関する規程、文書管理規程、個人情報保護規程を定めており、すべてホームページ（http://www.j-daa.or.jp/jdaa/about）に公開している。	・反社会的勢力への対応に関する規程 ・文書管理規程 ・個人情報保護規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款第29条にある通り、理事及び監事は無報酬とする。尚、別途定めている「謝金規程」により、理事会、その他役員として出席する必要がある強化会議や会議などの事業出席について、また強化スタッフとしての事業については「謝金規程」に定めている範囲で支給することが出来る。HP（http://www.j-daa.or.jp/jdaa/about）にて公開済である。	・定款　第29条 ・謝金規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	寄付金等取扱規程、財産管理規程を定めており、すべてホームページに（http://www.j-daa.or.jp/jdaa/about）に公開している。	・寄付金等取扱規程 ・財産管理規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤としてスポンサーシップに関する規程を定めている。また、スポンサーシップ募集要項を毎年作成し、スポンサー企業を募っている。	・スポンサーシップに関する規程 ・令和4年度スポンサーシップ募集要項
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（１）2021年強化指定選手規程を整備し、強化指定選手選考の要件を示している。また国際大会代表選手選考規程があり、それをもとに各国際大会の選考要項を作成している。 （２）選手、スタッフの肖像権に関する規定を設けている。 （３）当協会、強化委員会で選手選考要項を作成し、理事会の承認を得る。	・2022年強化選手規程 ・国際大会代表選手選考規程 ・選手選考委員会規程 ・第24回夏季デフリンピック大会　日本代表選考要項 ・第19回日本デフ陸上競技選手権大会要項 ・肖像権の取扱規程
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	当協会には審判員の組織がなく、大会などの運営の際は公益財団法人日本陸上競技連盟へ審判を委託している為、この項目については該当しない。	N/A
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（１）当協会で相談できる弁護士を設置しており、日常的に法務関係の相談できる体制を確保している。 （２）役職員それぞれ、一般的良識をもっている人材として活躍しているので、調査の有無などの判断はできる程度の良識を持っている。	・2022年度組織図

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1)2020年度からコンプライアンス委員会を設置。 （２）コンプライアンス委員会規程を策定。その中で、委員会の機能を発揮できるよう、コンプライアンス強化に係る方針や計画を策定していく。今後、運営方針等の具体的な内容を整備していく。 （３）コンプライアンス委員7名中2名は女性を配置している。	・コンプライアンス委員会規程 ・コンプライアンス委員会名簿
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	（１）コンプライアンス委員のうち、弁護士、医師、税理士など幅広い専門知識を持った人材（有識者）を配置している。公認会計士配置については、今までも探しているが、財政面などからなかなか見つからない。税理士が会計担当として委員会に入ってもらっている。	・コンプライアンス委員会名簿

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（１）役員に対してコンプライアンス研修を行っている。行動規範についての研修や、ガバナンスコンプライアンス教育、アンチドーピング等の研修会を開き、教育を実施している。 今年度は4月12日～16日に開催した第1回合同強化合宿の中で4月13日に実施。 今後も年に1回はコンプライアンス教育を開催する。	・第1回合同強化合宿実施報告書 ・強化選手規程 ・行動規範 ・ドーピング防止規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（１）選手や指導者などのスタッフに対しては、強化合宿の中で行動規範についての研修や、ガバナンスコンプライアンス教育、アンチドーピング等の研修の時間を設け、教育を実施している。 今年度は4月12日～16日に開催した第1回合同強化合宿の中で4月13日に実施。 来年度以降も年に1回は、選手や指導者などのスタッフに対して実施していく。	・第1回合同強化合宿実施報告書 ・強化選手規程 ・行動規範 ・ドーピング防止規程
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会には審判員の組織がなく、大会などの運営の際は公益財団法人日本陸上競技連盟へ審判を委託している為、この項目については該当しない。	N/A
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（１）組織図、役員名簿に記載の通り、弁護士、税理士、医師、司法書士等の専門知識を持った専門家を設置し、必要時に相談できる体制を取っている。	・2022年度組織体制図 ・2022年度役員名簿

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（1）当協会監事は外部から招き、これまでに他団体で協会運営などに精通している人物を配置している。経理、財産管理に関する規程もあり、適切に行われている。 （２）適正な監事を配置している。 （3）税理士に会計を行ってもらい、決算期には監事に会計監査を行ってもらっている。	・2022年度理事名簿
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（１）国庫補助事業等公金の取り扱いに関する規定を策定。以前は経理規程、謝金規程、旅費規程等の規定を運用し適切に行っている。	・国庫補助事業等公金の取扱いに関する規程 ・経理規程 ・謝金規程 ・旅費規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（１）定期総会で議決された各種書類に関してはHPに2017年度から毎年、公開している。 （http://www.j-daa.or.jp/jdaa/about） 組織体制図についても公開している。	・2021年度財務諸表（決算報告書） ・2022年度予算書 ・その他、2017年～HPに掲載。

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	ＨＰに掲載してあります。今年度はコロナウィルスの感染拡大を防ぐために、説明会は実施できなかったが、代わりに手話で説明してある動画をＹｏｕｔｕｂｅに掲載し、当協会ＨＰからリンクできるシステムになっている。期日日を定め、質疑応答も実施した。 選手からの問い合わせについて（派遣設定標準記録を定めた基準について質問があったことに対して、丁寧に説明するなど、情報を開示する体制や材料は整っている。 http://www.j-daa.or.jp/jdaa/%e7%ac%ac24%e5%9b%9e%e5%a4%8f%e5%ad%a3%e3%83%87%e3%83%95%e3%83%aa%e3%83%b3%e3%83%94%e3%83%83%e3%82%af%e7%ab%b6%e6%8a%80%e4%bc%9a%e3%80%80%e9%99%b8%e4%b8%8a%e7%ab%b6%e6%8a%80%e3%80%80%e6%97%a5%e6%9c%ac-2951.html	・国際大会代表選手選考規程 ・選手選考委員会規程 ・第24回夏季デフリンピック大会　日本代表選考要項 ・第2回世界デフ室内陸上競技選手権大会　選考要項
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	利益相反については、利益相反規程で定め開示している。 懲罰制度については、関連規程に定め開示している。尚、処分手続きは理事会で行うことを原則としており、結果についてはプライバシー等に配意して、理事会議事録に記載し、正会員に開示する。 懲戒処分規程及び処分が生じた際、結果等（プライバシー情報等は除く）をホームページに開示することとする。 ガバナンスコード自己説明をHPに公表する。	＜HP：協会各種規程＞ ・各種規程 ・当自己説明及び公表内容シート ・http://www.j-daa.or.jp/jdaa/about に掲載

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反規程を策定している。 役職員の利益相反を適切に管理するために必要な事項を規程で定め、コンプライアンス委員会によってマネジメントされるよう定められている。	・利益相反規程
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを策定している。 当協会の目的を資する事業において、利益相反が生じる取引について、審議の対象となる旨、利益相反ポリシーに記載されている。	・利益相反ポリシー

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	内部通報規程を整備している。 （１）通報方法は当協会HP内に窓口を設け、問合せフォーム、メール、電話、FAX等があり、いつでも利用できるようにしている。http://www.j-daa.or.jp/jdaa/about （２）内部通報規程第11条の中で、通報窓口担当者は守秘義務を負う事と定められている。 （３）内部通報規程第6、6項の中で、通報者の情報管理を十分におこなうよう規定されている。 （４）内部通報規程第10条に則り、不利益を得ないよう規定されている。 （５）ガバナンスコンプライアンス研修会の中で、通報が正当な行為として意識付けを徹底している。	・内部通報規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2）　通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	（１）通報制度フローチャートを作成している。 内部通報については、当協会事務局長宛、アスリート委員会委員長宛、女性アスリート委員会委員長宛と定めている。そこから必要がある場合はコンプライアンス委員会へ通報し調査を依頼。結果報告を通報者へ伝えるか、窓口から伝えるかの判断をコンプライアンス委員会がする。 外部通報については、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の通報窓口を紹介している。 この場合は当該窓口の判断によるものとする。	・通報制度フローチャート

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	（１）倫理規定第6条に禁止行為の記載がある。処分対象者については倫理規定第2条に規程されている。処分の決定にいてるプロセスについては懲戒処分規程第4条によって定められている。 （２）倫理規定、懲戒処分規程などはホームページに掲載されており、周知されている。 http://www.j-daa.or.jp/jdaa/about （３）懲戒処分規程第4条3項にヒアリングの機会を設ける、規程がある。 （４）懲戒処分規程第4条4項に処分結果の告知を定めている。また懲戒処分規程第5条に不服申立ての規定を定めている。	・懲戒処分規定 ・倫理規定
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	（１）コンプライアンス委員においては半数を外部委員を採用し中立性を担保し、その外部委員は弁護士、医師、税理士、教員の資格を有し専門性を有した人選となっている。	・懲戒処分規定 ・コンプライアンス委員会規程 ・コンプライアンス委員会名簿
	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	（１）国際大会代表選手選考規程第7条に不服申し立てについて「日本スポーツ仲裁機構の規則に従って解決」と定められている。 また、懲戒処分規程第5条において、不服申し立ての権利を有すると定められている。 （2）スポーツ仲裁規程を定めている。 他に、選手の選考不公平による不満などの相談窓口として公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう、毎年選手たちにドーピング講習会と併せて連絡をしている	・懲戒処分規程 ・国際大会代表選手選考規程 ・スポーツ仲裁規程 ・不服申立委員会規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37			ポーツ仲裁を利用できるよう、毎年選手たちにトーセンター講習会と併せて連絡をしている。 （3）申立期間について、合理的な期間を設けている。	
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	（１）国際大会代表選手選考規程第7条に不服申し立てについて「日本スポーツ仲裁機構の規則に従って解決」と定められている。 スポーツ仲裁規程も定めており、HPに掲載している。	・懲戒処分規程 ・国際大会代表選手選考規程 ・スポーツ仲裁規程 ・不服申立委員会規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルにて対応を規定している。	・危機管理マニュアル

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間において、当協会では不祥事が起きていない為、この項目については該当しない。	N/A
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間において、当協会では不祥事が起きていない為、この項目については該当しない。	N/A

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会では地方組織が存在しない為、この項目については該当しない。	N/A
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会では地方組織が存在しない為、この項目については該当しない。	N/A